

## 「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例」事務局整理案について

### 前文

#### 第1章 総則

##### (1) 条例の目的

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会を実現するため。

##### (2) 基本理念

条例における重点事項、方向性について規定する。

##### (3) 用語の定義

障がいのある人、社会的障壁、差別などの用語の意義を規定する。

##### (4) 市の責務

##### (5) 市民等の役割

#### 第2章 障がいのある人の権利擁護

##### (1) 障がいのある人に対する差別等の禁止

障がいを理由とした差別やその他の権利利益を侵害する行為の禁止を規定する。

##### (2) 差別等に関する相談体制

障がいのある人から障がいを理由とした差別等があった場合に、市が相談を受けるための体制について規定する。

##### (3) 差別等に該当する事案解決の仕組み

相談等により解決しない差別事案について、事案解決の仕組みについて規定する。

### **第3章 地域における共生社会実現に向けた取組**

#### (1) 情報の取得、意思疎通に対する支援

- ①障がいのある人が情報の取得や意思疎通ができるようにするために必要な支援について規定する。
- ②手話を含む言語、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の普及に必要な施策を講ずることについて規定する。

#### (2) 自立と社会参加

- ①障がいのある人の自立や社会参加による地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実に図ることを規定する。
- ②障がいのある人の地域における活躍の場が増えるように、障がいのある人が就労等により供給する物品等の需要増加、受注機会の拡大への支援について規定する。

### **第4章 障がいに対する市民の理解促進**

#### (1) 周知啓発等

- ・障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深める取組について規定する。

#### (2) 交流機会の拡大等

- ・障がいのある人とない人が交流することのできる機会を提供することについて規定する。